

2014年9月20日

各 位

伊方原発をとめる会
事務局長 草薙順一

早期に伊方原発運転差し止めの判決を求める署名のお願い

日々皆さんの脱原発への取り組みに敬意を表します。

さて、原子力規制委員会は、九州電力川内原発の「審査書」を正式に決定しましたが、あくまでも「新基準に適合している」もので100%安全が保障された「安全審査の合格書」ではありません。

国際原子力機関（IAEA）は、多重防護安全策で住民の避難、防災対策を求めています。規制委員会は「避難計画は再稼働の条件ではない」として、一切議論されていません。福島原発事故の現状から避難計画議論を先送りし、住民の命が軽視される原発再稼働は決して許されないことでもあります。

大飯原発3、4号機の運転差し止め訴訟で、福井地裁は5月21日、地震対策に「構造的欠陥がある」として、定期検査中の2基の再稼働を認めない画期的な判決を下しました。「基準地震動700ガル、その1.8倍の1260ガルの振動に耐えられる」とする関西電力の主張を「大飯原発には1260ガルを超えない地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能」としました。また、憲法が規定する個人の生命、身体、精神および生活に関する利益（人格権）に言及し、大きな自然災害や戦争を除くと、人格権を広汎に奪う事態が想定されるのは原発事故以外にないとしています。

伊方原発をとめる会は、裁判に勝訴し、廃炉への道すじをつけるために全力を挙げて署名に取り組みます。ご協力をお願い致します。

記

- ①名 称 早期に伊方原発運転差し止めの判決を求める署名
- ②集約日 2014年12月20日（土）
- ③集約先 伊方原発をとめる会
〒790-0003 愛媛県松山市三番町5-2-3 ハヤシビル
- ④署名用紙 恐れ入りますが、各自、各組織、団体で増刷をお願い致します。

以上